○内閣府告示第五百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八幡浜市

二　地域再生計画の名称　健幸都市としての魅力向上による「まちなか」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八幡浜市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡本山町

二　地域再生計画の名称　「ちょっと」ビジネスで定住促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡本山町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡大豊町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した子供から高齢者までが安心して生活できる山村づくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡大豊町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎市

二　地域再生計画の名称　「交流の産業化」による長崎創生

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県弘前市、石川県加賀市及び大阪府泉佐野市

二　地域再生計画の名称　都市と地方をつなぐ就労支援カレッジプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県弘前市、石川県加賀市及び大阪府泉佐野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県長生郡一宮町

二　地域再生計画の名称　一宮町新世代サーフタウン地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　千葉県長生郡一宮町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及び補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化（五の五⑯）

○総務省告示第十二号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年一月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成28年度第5次（11月）変更後）

第1　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第2　計画期間：変更前に同じ

第3　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：別紙1のとおり変更する